

定 款

公益社団法人日本南画院

公益社団法人日本南画院定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本南画院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、わが国伝統の南画を伝承し、研究、創作、展示してひろく国民の鑑賞と情操の涵養に資するとともに海外に紹介し、もって、南画の普及振興と文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 展覧会の開催
 - 二 南画の研究、創作の奨励
 - 三 南画の指導および南画家の育成
 - 四 機関誌の刊行
 - 五 南画の海外への紹介
 - 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 6 条 この法人の会員は次のとおりとする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同し、次号に定める準会員になった後満 1 年が経過した者
 - 二 準会員 この法人の目的に賛同し、公募により応募した者のうちから、業績顕著な南画家として理事会が承認した者
- 2 正会員および準会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。
- 3 第 1 項の各号の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

- 4 第1項第二号のうち、これまでの経歴や活動において特に優れた実績を上げ、本法人の正会員と同等以上の資質を有する者については、特例として理事会で別に定める規定により、第1項第一号にかかわらず正会員になることを理事会が承認することができる。

（入 会）

第7条 準会員になろうとする者及び第6条第4項に基づき正会員になろうとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

（会員資格の喪失）

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会
- 二 死亡または失踪宣告
- 三 団体会員の解散
- 四 除名

（任意退会）

第9条 会員で退会しようとするものは、任意にいつでも理事長に届け出て退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、第17条第2項に規定する社員総会の特別決議により除名することができる。

- 一 この法人の会員としての義務に違反したとき
 - 二 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

（会費の返還）

第11条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 4 章 社 員 総 会

（構 成）

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
 - 二 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
 - 三 一般社団・財団法人法第113条に規定する役員の責任の一部免除
 - 四 定款の変更
 - 五 事業の全部又は一部の譲渡
 - 六 解散及び継続
 - 七 合併契約の承認
 - 八 第40条に規定する残余財産の帰属の決定
 - 九 役員が社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
 - 十 正会員による招集の請求により招集された社員総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
 - 十一 入会金及び会費
 - 十二 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
 - 十三 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 社員総会は、前項第九号又は第十号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(招 集)

第14条 定時社員総会は毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時社員総会は必要に応じて随時、招集する。

- 2 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - 一 社員総会の日時及び場所
 - 二 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
 - 三 社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
 - 四 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第15条 理事長は、社員総会の日の2週間前までに、正会員に対して、前条第3項各号に掲げる事項（次項により社員総会参考書類に記載した事項を除く。）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

- 2 社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類

を添付しなければならない。

- 一 社員総会参考書類
- 二 議決権行使書

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上でかつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 一般社団・財団法人法第113条第1項に規定する役員の責任の一部免除
- 四 定款の変更
- 五 事業の全部の譲渡
- 六 解散及び継続
- 七 合併契約の承認

(議決権)

第18条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第17条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第20条 社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない正会員は、第15条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 会長・副会長・顧問・参与・役員及び職員

(会長、副会長、顧問及び参与)

第22条 この法人には、会長1名・副会長3名以内・顧問及び参与を若干名を置くことができる。

- 一 会長及び副会長は、理事長経験者のうちから、理事会の推薦により、社員総会で承認を受ける。
- 二 顧問は、副理事長及び常務理事経験者のうちから、理事会の推薦により社員総会の承認を受ける。
- 三 会長及び副会長、顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は社員総会に出席して意見を述べることができる。
- 四 会長・副会長及び顧問は名誉職とし、理事を兼務することは出来ない。
- 五 参与は、理事の職務を補佐するものとし、理事会で選任する。

(役員及びその員数)

第23条 この法人には、次の役員を置く。

理事15名以上20名以内(うち理事長1名、副理事長2名以内、常務理事3名以内)
監事3名又は4名

- 2 理事長をもって、一般社団・財団法人法に規定する代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 役員は、社員総会で選任し、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会で選定する。

- 2 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 3 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。
- 5 各理事について、その理事及びその配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体(公益法人を除く。)の役員又は使用人もしくは職員である者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事長、副理事長及び常務理事の職務)

第25条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、日常の業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会の決議に基づき日常業務に従事し、社員総会の決議した事項を処理する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の職務)

第26条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の社員総会の権限に属しめられた事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員及び参与の解任)

第29条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 参与が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。この場合、理事会で議決する前にその参与に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他参与たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第30条 役員は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(事務局及び職員)

第32条 この法人の事務を処理するため事務局及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

3 職員は有給とする。

第 6 章 理 事 会

(理事会の設置)

第33条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

6 理事会の議長は、理事長とする。

(権 限)

第34条 理事会は、次の事項を決議する。

一 社員総会の招集に関する事項

二 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

三 重要な財産の処分及び譲受け

四 多額の借財

五 重要な使用人の選任及び解任

六 支部その他の重要な組織の設置、変更、廃止

七 業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

八 その他この法人の業務の執行に関する事項(社員総会の決議を要する事項を除く。)

(決 議)

第 3 5 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 3 6 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 3 7 条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第 9 5 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

第 7 章 財 産 及 び 会 計

(公益目的取得財産残額の処分)

第 3 8 条 公益認定の取消処分を受けた場合において、公益法人認定法第 3 0 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その取消の日から 1 箇月以内に公益法人認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人に贈与しなければならない。

2 合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）において、公益法人認定法第 3 0 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その合併の日から 1 箇月以内に公益法人認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人に贈与しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第 3 9 条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第 4 0 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業年度)

第 4 1 条 この法人の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日に始まり、翌年 9 月 3 0 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 理事長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 理事長は、事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項に規定する書類は、当該事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款を変更するときは、第17条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。ただし、公益法人認定法第11条第1項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第38条の規定はこれを変更することができない。

(合併)

第45条 この法人が合併するときは、あらかじめ公益法人認定法第24条第1項に規定する届出をし、又は公益法人認定法第25条に規定する認可を受けたうえで、第1

7条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。ただし、当該合併に伴い、前条第1項ただし書の適用を受けるときはこの限りでない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第46条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、あらかじめ公益法人認定法第24条第1項に規定する届出をしたうえで、第17条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、第44条第1項ただし書の適用を受けるときはこの限りでない。

(解 散)

第47条 この法人は、次の事由により解散する。

- 一 第17条第2項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- 二 社員が欠けたとき
- 三 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- 四 破産手続開始の決定
- 五 裁判所による解散命令があったとき

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

一、この定款は、この法人の設立の許可があった日から施行する。

二、この法人設立当初の会長および役員は次のとおりである。

(会 長) 松 林 篤 理 事 (理 事 長) 河 野 循 理 事
(常務理事) 奥 本 周 作 理 事 (常務理事) 川 口 喜代市 理 事
(常務理事) 柳 沢 岩 男 理 事

渡瀬幸茂理事、井上 竜理事、鳥海英二理事、川端貞夫理事、水田好治理事、
谷屋五郎理事、矢野一智理事、矢野民男理事、水田美朗理事、隆旗信幸理事、
下野貞三理事、古淵正信理事、福与悦夫理事、白井滝司理事、戸田泰治理事、

谷口鉄造監事、吉田喜代二監事

- 三、この改正定款は、文部科学大臣の認可があった日（２００２（平成１４）年１月２２日）から施行する。
- 四、この改正定款は、文部科学大臣の認可があった日（２００５（平成１７）年６月１０日）から施行する。但し、改正後の定款第１３条の規定は、改正定款施行日前から在任する全ての理事の任期が満了するまでは適用しない。
- 五、この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１０６条第１項に規定する登記をすることを停止条件として効力を生ずるものとし、当該登記をした日から施行する。
- 六、旧社団法人日本南画院定款（２００５（平成１７）年６月１０日変更の大臣認可）に基づいて設置されていた理事会は、これを廃止する。
- 七、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第４２条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 八、この法人の最初の代表理事は町田泰宣とする。
- 九、この定款の変更は、２０１７（平成２９）年１０月３０日より施行する。
- 十、この定款の変更は、２０１８（平成３０）年６月３０日より施行する。
- 十一、この定款の変更は、２０２１（令和３）年７月２７日より施行する。
- 十二、この定款の変更は、２０２１（令和３）年９月２４日より施行する。
- 十三、この定款の変更は、２０２３（令和５）年１１月２９日より施行する。
- 十四、この定款の変更は、２０２４（令和６）年１０月１日より施行する。
- 十五、この定款の変更は、２０２５（令和７）年１０月１日より施行する。